

「令和4年度における私立保育所の運営に要する費用について」新旧対照表

改正後					現行						
令和4年度における私立保育所の運営に要する費用について（通知）					令和4年度における私立保育所の運営に要する費用について（通知）						
[略]					[同左]						
記					記						
公定価格の基本分内訳					公定価格の基本分内訳						
[略]					[同左]						
3 人件費関係 令和4年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額					3 人件費関係 令和4年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額						
職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当 基準額		職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当 基準額			
所 長	(福)2-33	<u>260,400円</u>	—		所 長	(福)2-33	<u>257,900円</u>	—			
主任保育士	(福)2-17	<u>243,474円</u>	9,300円		主任保育士	(福)2-17	<u>240,108円</u>	9,300円			
保 育 士	(福)1-29	<u>208,794円</u>	7,800円		保 育 士	(福)1-29	<u>205,530円</u>	7,800円			
調 理 員 等	(行二)1-37	<u>179,900円</u>	—		調 理 員 等	(行二)1-37	<u>176,200円</u>	—			
職 種	人件費（年額）					職 種	人件費（年額）				
	20/100 地域	16/100 地域	15/100 地域	12/100 地域	10/100 地域		20/100 地域	16/100 地域	15/100 地域	12/100 地域	10/100 地域
所 長	<u>559万円</u>	<u>541万円</u>	<u>536万円</u>	<u>522万円</u>	<u>512万円</u>	所 長	<u>551万円</u>	<u>532万円</u>	<u>528万円</u>	<u>514万円</u>	<u>505万円</u>
主任保育士	<u>527万円</u>	<u>510万円</u>	<u>505万円</u>	<u>492万円</u>	<u>484万円</u>	主任保育士	<u>517万円</u>	<u>500万円</u>	<u>496万円</u>	<u>483万円</u>	<u>474万円</u>
保 育 士	<u>447万円</u>	<u>432万円</u>	<u>429万円</u>	<u>418万円</u>	<u>410万円</u>	保 育 士	<u>438万円</u>	<u>424万円</u>	<u>420万円</u>	<u>409万円</u>	<u>402万円</u>
調 理 員 等	<u>373万円</u>	<u>360万円</u>	<u>357万円</u>	<u>348万円</u>	<u>342万円</u>	調 理 員 等	<u>363万円</u>	<u>351万円</u>	<u>348万円</u>	<u>339万円</u>	<u>333万円</u>

改正後					現行				
職 種	人件費（年額）				職 種	人件費（年額）			
	6/100 地域	3/100 地域	その他地域	全国平均		6/100 地域	3/100 地域	その他地域	全国平均
所 長	<u>494 万円</u>	<u>480 万円</u>	<u>465 万円</u>	<u>498 万円</u>	所 長	<u>486 万円</u>	<u>472 万円</u>	<u>458 万円</u>	<u>491 万円</u>
主任保育士	<u>466 万円</u>	<u>453 万円</u>	<u>440 万円</u>	<u>471 万円</u>	主任保育士	<u>457 万円</u>	<u>445 万円</u>	<u>432 万円</u>	<u>462 万円</u>
保 育 士	<u>396 万円</u>	<u>384 万円</u>	<u>373 万円</u>	<u>399 万円</u>	保 育 士	<u>387 万円</u>	<u>377 万円</u>	<u>366 万円</u>	<u>391 万円</u>
調 理 員 等	<u>330 万円</u>	<u>321 万円</u>	<u>311 万円</u>	<u>333 万円</u>	調 理 員 等	<u>321 万円</u>	<u>312 万円</u>	<u>303 万円</u>	<u>324 万円</u>
<p>(注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費（年額）を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。 ・ 本通知で示す1人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。 <p>2 この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。</p> <p>3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。</p> <p>なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。</p> <p>4 この表における「人件費（年額）」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。</p> <p>事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費（年額）」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。</p> <p>なお、「人件費（年額）」には、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ、<u>処遇改善等加算Ⅲ</u>及び保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は含まない。</p>					<p>(注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費（年額）を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。 ・ 本通知で示す1人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。 <p>2 この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。</p> <p>3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。</p> <p>なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。</p> <p>4 この表における「人件費（年額）」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。</p> <p>事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費（年額）」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。</p> <p>なお、「人件費（年額）」には、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ及び保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は含まない。</p>				
4～6 [略]					4～6 [同左]				
7 その他加算について					7 その他加算について				
① 人件費関係					① 人件費関係				
<p>処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ、<u>処遇改善等加算Ⅲ</u>、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算</p>					<p>処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ、3歳児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算</p>				
② 管理費関係					② 管理費関係				
<p>減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評</p>					<p>減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評</p>				

改正後	現行
<p data-bbox="174 183 297 209">価受審加算</p> <p data-bbox="147 279 1104 336">※ 調整部分（分園の場合、施設長を設置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。</p> <p data-bbox="103 485 237 510">別紙 [略]</p>	<p data-bbox="1205 183 1328 209">価受審加算</p> <p data-bbox="1178 279 2134 336">※ 調整部分（分園の場合、施設長を設置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。</p> <p data-bbox="1133 485 1267 510">別紙 [同左]</p>